

大阪市告示第1415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月17日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

南海ターミナルビル

大阪府中央区難波五丁目12番 外35筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

南海電気鉄道株式会社 代表取締役 岡嶋 信行

大阪府中央区難波五丁目1番60号

外1者

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
ターミナルビル駐車場	239台
タイムズ難波立体駐車場	203台
タイムズ道頓堀1丁目駐車場	16台
タイムズ道頓堀堺筋駐車場	19台
合計	477台

(変更後)

位置	収容台数
ターミナルビル駐車場	239台
タイムズ難波立体駐車場	203台
タイムズ道頓堀1丁目駐車場	16台
タイムズパークスサウススクエア駐車場	19台
合計	477台

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数及び位置
ターミナルビル駐車場	入口専用2箇所 (敷地東側及び西側) 出口専用1箇所 (敷地南東側)
タイムズ難波立体駐車場	出入口1箇所 (敷地西側)
タイムズ道頓堀1丁目駐車場	出入口1箇所 (敷地東側)
タイムズ道頓堀堺筋駐車場	出入口2箇所 (敷地東側及び西側)
合計	7箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数及び位置
ターミナルビル駐車場	入口専用2箇所 (敷地東側及び西側)

	出口専用 1 箇所 (敷地南東側)
タイムズ難波立体駐車場	出入口 1 箇所 (敷地西側)
タイムズ道頓堀 1 丁目駐車場	出入口 1 箇所 (敷地東側)
タイムズパークスサウススクエア駐車場	出入口 1 箇所 (敷地南側)
合計	6 箇所

(4) 変更年月日

令和 7 年 7 月 1 日

2 届出年月日

令和 7 年 9 月 30 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年 10 月 17 日 (金) から令和 8 年 2 月 17 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 17 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)